

## 仕事を発注する場合のご案内

シルバー人材センターは、高齢者に対して、組織的に就業機会を提供し生きがいの充実と社会参加の推進を図ることで、その能力を生かした活力ある地域社会づくりへ寄与することを目的として設立された団体です。

仕事は、以下の1)～3)にてお受けします。

ただし、センターでお受けするすべての仕事は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に限ります。

- ・「臨時的・短期的」とは、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的就業であり、連続的又は断続的な概ね月10日以内の就業をいいます。
  - ・「その他の軽易な」とは、特別な知識や技能を必要とすることその他の理由により同一の者が継続的に当該業務に従事することが必要である就業で、就業時間が概ね週20時間を超えないものをいいます。
- (注) 危険又は有害な作業を内容とする仕事で、高齢者にふさわしくないと判断される作業又は重大な災害に結びつく恐れのある作業はお受けしておりません。

### 1) 受託事業 ※ご依頼の場合には「就業依頼書」をご利用ください。

- ◆センターが請負又は委任の形式で仕事を引き受け、これを会員に、請負又は委任の形式で提供します。お客様(仕事の発注者)と会員の間には雇用関係は成立しません。会員は、契約以外の仕事に就業することはできませんので、就業中に仕事の変更・追加等をされる場合は、すべてセンターへご連絡ください。
- ◆作業代金は、センターからの請求に従いお支払いください。
- ◆長期間・長時間の就業は複数会員によるローテーション就業により対応いたします。当該就業は、会員が休業した際にもグループ就業による交替が可能なので、お客様の業務継続に有効なシステムでもあります。
- ◆会員の就業には、雇用関係が成立しないため、労働者災害補償保険(労災保険)が適用されません。そこで、全会員を被保険者としたシルバー保険(団体傷害保険及び賠償責任保険)に加入しています。就業中又は就業途上において事故が発生した場合には、速やかにセンターまでご連絡ください。

(注) お客様の社員と混在して就業する仕事や指揮命令を必要とする仕事などは、請負又は委任の形式でお受けできません。下記の労働者派遣事業又は職業紹介事業をご活用ください。

### 2) 労働者派遣事業 ※ご依頼の場合には「派遣労働申込票」をご利用ください。

センターに派遣登録した会員を派遣いたします。派遣手数料は賃金の20%(別途消費税)です。派遣料金は、栃木県シルバー人材センター連合会からの請求に従いお支払いください。なお、派遣中に発生した傷害事故については、労災保険が適用されます。

### 3) 職業紹介事業 ※ご依頼の場合には「求人票」をご利用ください。

求人者と求職者間の雇用関係をあっせんします。対象となる求職者は、市内に居住する高齢退職者等です。紹介手数料は賃金の11.0%です。手数料は、栃木県シルバー人材センター連合会からの請求に従いお支払いください。なお、労働関係法規(労働基準法・労災保険等)の適用を受けます。

#### 【お問い合わせ先】 公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター

宇都宮事務局 〒320-0806 宇都宮市中央1丁目1番15号 宇都宮市総合福祉センター6階  
TEL:028-633-5300/FAX:028-639-0120